

## ○ 要介護認定に要する経費について

### (趣 旨)

介護保険制度が創設された平成12年度に、保険者が行う要介護認定事務に要する経費の2分の1に相当する額を交付する「介護保険事務費交付金」が設けられたところである。

平成16年度予算編成過程において、三位一体改革の議論を踏まえ、一般財源化されている。

以下は、平成15年度予算（約305億円）を基礎として費用を割り出したものである。

### (概 要)

市町村等が行う要介護認定又は要支援認定の事務処理に要する費用の交付。

1. 主な費用は、

(1) 調査に係る費用（平成15年度：約50億円）

- ・ 認定調査を委託した場合の謝金、訪問に要する旅費

(2) 主治医意見書作成に係る費用（平成15年度：約110億円）

- ・ 主治医意見書記載料、主治医がない場合の検査料等

(3) 認定審査会開催に要する費用（平成15年度：約145億円）

- ・ 委員謝金（※）、旅費、資料代等

※ 予算上は委員長が22,800円、委員が19,700円（いずれも財務省統一単価）で積算しているが、実際に市町村で支払われている金額は、必ずしもこれと同一ではない。

2. 1件あたりの単価（平成15年度）

（予算積算上）11,823円（100円未満切り捨て） → （執行単価）11,800円

（内 訳）	
・ 認定調査	: 1,933円
・ 主治医意見書記載料等	: 4,238円
・ 認定審査会運営事務費	: 5,141円
・ その他	: 511円

注1 上記は国庫交付金の額であり、市町村負担分と合わせると2倍になる。

注2 市町村によっては、国庫交付金の額に上乗せして実施しているところもあり、国・地方を合わせた総額は、「305億円×2＝610億円」を超えているものと思われる。

### (予算の推移)

(単位：千円)

	12年度	13年度	14年度	15年度
予算額	24,666,420	25,026,335	25,190,015	30,491,328